

○ 行政評価制度の試行について

平成 25 年 7 月
総務課人事管理室

1 目的

委員会から行政評価制度のあり方への提言をいただき、その提言を基に制度設計し、平成 26 年度からの運用を目指します。

2 評価試行の対象

平成 25 年 5 月 24 日開催の第 3 回行政改革推進委員会において選定いただいた以下の事務事業を対象といたします。

事業名 (予算事業名)	担当課	平成 25 年度 当初予算額 (千円)
協働のまちづくり推進経費	自治振興課	63,487
新エネルギー推進経費	環境課	25,817
一時預かり事業経費	福祉課	9,430
プレミアム商品券地域活性化事業経費	商工観光課	6 月補正 : 32,000

3 評価結果の取扱い

試行を行った事業の評価結果については、内部組織である行財政改革推進本部会議においてその評価結果を協議の上、その内容を反映させた次年度の予算要求を行います。

4 試行方法

「【資料No.2-2】村上市における行政評価制度について【事務局素案】」のとおり行います。ただし、「二次評価（総合評価）」については一次評価結果と同一のものとします。

5 今後のスケジュール

- ① 第 4 回行政改革推進委員会 (H25. 7. 23 開催)
 - ・ 担当課事業説明を受けながら、様式第 2 号を使用して各委員が個別に評価を実施する。
- ② 個別評価取りまとめ期間
 - ・ 事務局が各委員の個別評価を取りまとめる。

③ 第5回行政改革推進委員会

- ・ 取りまとめた個別評価を基に第6回委員会の2回で統一した評価を協議する。
(協議は1回2事業程度を目安とする。)

④ 第6回行政改革推進委員会

- ・ 取りまとめた個別評価を基に第5回委員会の2回で統一した評価を協議する。
(協議は1回2事業程度を目安とする。)

⑤ 第7回行政改革推進委員会

- ・ 評価結果のまとめ
- ・ 行政評価制度構築に向けた提言を協議する。

7月	8月	9月	10月
	← ② →		
①	③	④	⑤

6 行政評価提言のポイント

平成25年5月24日開催の第3回行政改革推進委員会において示しました下記課題を含めたうえ、その他制度の在り方・運用等、気づいたことを提言していただきます。

① 行政改革推進委員会と「(仮)行政評価委員会」の趣旨の類似性について

行政評価は行政改革を推進する手法のひとつであり、効率的、効果的な行政運営をするため、市民目線で客観的な意見・評価をいただくものとして同一の趣旨でありますので、行政改革推進委員会として実施していく方が行政評価及び行政改革としては効果的です。

[メリット]

- ・ 改革に向けた同一視点からの行政評価が行え、評価統一がしやすくなる。
- ・ 委員会の他の活動をとおして得た情報も活用しながら評価が行える。

[デメリット]

- ・ 委員会の活動が増え、委員負担が大きくなる
(事業選定方法による負担軽減は可能。)

② 評価時点について

「中間評価」による評価とし、当該年度の評価時点における実績、今後の見込み及び目標等に対して実施することで、評価結果の反映を速やかに行うこととします。

[メリット]

- ・ 実施中の事業を評価することになり、評価結果・改善点を翌年度または即時に反映でき、評価の即効性がある。
- ・ 現行の社会状況や市民ニーズに沿う判断・評価が行える。

[デメリット]

- ・ 事業の有効性が判断できない場合がある。または判断が難しい。